

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第96号



## 訪問購入(訪問買い取り)の トラブルに注意!!



購入業者が自宅にやってきて物品を買い取る、いわゆる「訪問購入(訪問買い取り)」の相談が全国的に増加しています。相談者の約8割が60歳以上という特徴があり、高齢者は特に注意が必要です。

### 相談事例

■購入業者から「不要なものは何でも買い取ります」と何度も電話がかかってきて困っている。

■購入業者に自宅まで来てもらうことになったが、後から一人で対応できるか不安になってきたので断ろうと思いい、電話をしたが繋がらない。

■購入業者に古着だけを買って取ってもらうつもりが、「貴金属はないか」と長時間居座られてしまい、根負けして指輪を見せたところ、強引に買い取られてしまった。

■購入業者が突然自宅にやってきて、夫の腕時計を1万円で購入し取っていった。後日、知人に「あれはもつと価値があるものだ」と言われたので取り戻したい。

### 「訪問購入心得」 (国民生活センターHPより)

- ▼いきなり訪問してきた購入業者には応対しない。
- ▼事前に買い取りを承諾した物品以外は売らない。
- ▼売却後8日間は物品を引き渡さない。
- ▼むやみに貴金属を見せない、触らせない。

購入業者を自宅に呼ぶ際は、できるだけ複数人に対応しましょう。また、売却する場合は契約書面を必ず受け取りましょう。なお、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフ(無条件の契約解除)が可能な期間のため、物品の引き渡しを拒むことができます。

訪問購入のトラブルでお困りの際は消費生活センターに相談してください。



## 相談事例紹介 ネットで電子ギフト券の買い取りを依頼したが、振り込まれない

### 今月の相談

ネットで電子ギフト券を高額買い取りしているサイトを検索し、古物商の許可番号が記載されていたサイトに30万円分のギフト券の買い取りを依頼した。ギフト券のカード番号を相手側に教えると4時間以内に入金される約束だったが、振り込まれない。

相談者は、ネット検索して見つけた買い取りサイトで「古物商許可番号」の記載を確認し、安心して買い取りを依頼したとのことでした。しかし、期限を過ぎても入金されなかったため、不審に思い古物商許可の許可権者である公安委員会に確認したところ、無効な許可番号であることが判明しました。

センターからは、この電子ギフト券発行会社へカードを使用できないようにしてもらうことを助言しましたが、相談者が調べたところ、カードはすでに「使用済み」と分かりました。

本件は、サイト広告の古物商許可番号が無効な番号であることから、詐欺が疑われるため、所轄の警察署への相談を勧めました。

### 電子ギフト券の注意点

「相手に電子ギフト券自体を渡したり、ギフト券のカード番号を教えた時点で、換金したり商品購入に使用されてしまう」という点です。多発している架空請求詐欺も「未納料金がある」「コンビニで電子ギフト券を買って番号を教えてください」と要求してくることが多いです。今回はギフト券の売却ということでしたが、このような危険(リスク)があるので、信用のできない相手には電子ギフト券の番号は教えないなど注意しましょう。

問 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター 役場 1階相談室 忠類コミュニティセンター
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	
忠類	火曜・木曜 第2・4水曜	

# SNS上の投資グループで勧誘される、 詐欺的なFX取引トラブルにご注意！



## ✓ SNS上の投資グループにご注意！

→ 確実にもうかる話はありません。

## ✓ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない

→ 通常のFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。

## ✓ 無登録業者との取引は行わないでください

→ 必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。